

## 97号事件

### 第1 審査会の結論

本件申立てを却下する。

### 第2 審査請求人の審査請求の趣旨

審査請求人は、平成29年7月25日に公文書開示請求を行い、同年8月3日総第129号の1及び同年8月4日総第129号の2の公文書開示決定がなされた。審査請求人は、同年8月4日、総第129号の2の開示文書全部の交付費用として金660円を実施機関に納付した。

審査請求の趣旨は、上記660円のうち640円は、桑名市公報平成29年7月3日号及び桑名市公報平成29年7月18日号に対する交付費用にあたる。しかしながら、公報は、桑名市公報発行規程第5条により無償で配布すべきものであるから、金660円の納付処分のうち金640円について処分の取り消しを求めるというものである。

### 第3 審査会の判断

桑名市情報公開条例に基づく不服申し立ては、開示決定等の処分について行われるべきものである。

桑名市情報公開条例第16条には、公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないと定められており、その金額は桑名市情報公開条例施行規則第9条により定められているところであるが、この費用の納付に処分性はない。よって、不服申し立ての要件を欠くため、却下する。

以下の点を付言する。

審査請求人が求めている文書は、

- 1 桑名市公報平成29年7月3日号（以下「7月3日号」という。）のうち桑名駅西土地区画整理審議会委員選挙にかかる公告（土地区画整理法施行令第22条第1項及び第4項に基づくもの）の手続き文書一切
- 2 桑名市公報平成29年7月18日号（以下「7月18日号」という。）のうち同上の委員選挙にかかる公告（土地区画整理法施行令第24条第5項に基づくもの）の手續文書一切（1、2については、鑑、決裁、協議録、メモ全て含む。）

である。

これを受けて実施機関は、7月3日号の決裁文書及び7月18日号の決裁文書を開示したが、この決裁文書は、7月3日号、7月18日号とも、「別紙のとおり発行してよろしいか。」という伺い書の別紙として決裁前の公報案が添付される形をとっており、この伺いに対し、決裁がなされている。すなわち、当該添付文書は、伺い書と一体をなしているものであり、添付文書だけが切り離されるものではない。伺い書と決裁も一体となって「決裁文書」となっている。よって、実施機関が、決裁文書全部について交付費用

を納付させたのは当然である。

さらに、桑名市公報発行規程には、公報は無償とする旨の定めはなく、現在の実務では、無償配布先は桑名市議会議員のみとされているが、裁量権の逸脱があるとは言い難い。

#### 第4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 8 月31日	・実施機関から審査請求諮問書及び審査会会議出席届出書を受理
9 月 6 日	・審査請求人に対して意見書及び出席申請書提出通知
9 月20日	・審査請求人から審査会出席届出書受理
10月 2 日	・審査請求人から意見書受理
10月 2 日	・書面審理 ・審査請求人の口頭意見陳述 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
10月30日	・答申

## 桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	福 井 悦 子	弁 護 士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大 学 准 教 授
委 員	富 田 仁	大 学 教 授
委 員	板 垣 謙 太 郎	弁 護 士